

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例 をここに公布する。

○高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例

(平成 19 年 3 月 23 日条例第 10 号)

改正 平成 23 年 3 月 23 日条例第 17 号平成 26 年 3 月 25 日条例第 48 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例(昭和 32 年高知県条例第 19 号)の規定により設置された県立の高等学校(高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(昭和 48 年高知県教育委員会規則第 6 号)の規定により県立の高等学校に置かれた分校を含む。以下「県立高校」という。)の廃止による激変緩和措置として、当該廃止に伴いより遠距離の県立高校に通学することとなる者であって、経済的な理由により修学が困難なものに対し、当該通学に係る経費の負担の増加を軽減するため、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成することを目的とする。

[高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例] [高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則]

(奨学金の貸与)

第 2 条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、奨学金を貸与することができる。

- (1) 県立高校に在学する生徒(教育委員会規則で定める中学校の校区内に居住する者に限る。)であって、当該生徒の保護者(教育委員会規則で定める者に限る。)が県内に居住するものであること。
- (2) 廃止されることとなる県立高校において第一学年に入学することができなくなる年度から当該年度を含め 3 箇年度までの間に、県立高校に入学した者(前号の中学校を卒業後引き続き入学した者に限る。)であること。

[前号]

- (3) 経済的な理由により著しく修学が困難な者として教育委員会規則で定める者であること。

一部改正 [平成 26 年条例 48 号]

2 教育委員会は、予算の範囲内で、前項各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸与する者を決定するものとする。

[前項第 1 号] [前項第 2 号] [前項第 3 号]

一部改正 [平成 26 年条例 48 号]

一部改正 [平成 26 年条例 48 号]

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の月額、3万円以内で教育委員会規則で定める額とし、奨学金の貸与を受ける者が選択することができるものとする。

2 奨学金の貸与の期間は、県立高校の全日制の課程にあつては3年、定時制の課程及び通信制の課程にあつては4年を限度とする。

3 奨学金は、無利子とする。

(貸与の一時停止)

第4条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けている者が休学したときその他奨学金を貸与することが不相当であると認めるときは、奨学金の貸与を一時停止することができる。

(貸与の再開)

第5条 教育委員会は、前条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止した場合において、当該一時停止した理由がなくなつたと認めるときは、奨学金の貸与を再開するものとする。

[前条]

(貸与の取消し)

第6条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項第1号又は第3号に掲げる要件を欠いたとき。ただし、同項第1号に規定する保護者が県内に居住しなくなつたときを除く。

[第2条第1項第1号] [第3号] [同項第1号]

(2) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、奨学金を貸与することが不相当であると認めるとき。

[第1号] [前号]

(返還)

第7条 奨学金の貸与を受けた者は、貸与の期間が満了したとき又は前条の規定に基づき貸与を取り消されたときは、貸与の期間が満了した日又は貸与を取り消された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内で教育委員会規則で定める期間内に、教育委員会規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

[前条]

(返還の猶予)

第8条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が貸与の期間が満了した後又は第6条の規定に基づき貸与を取り消された後において次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、教育委員会規則で定めるところにより、奨学金の返還を猶予することができる。

[第6条]

- (1) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は教育委員会規則で定める専修学校の高等課程(以下この号において「高等学校等」という。)、大学その他の教育委員会規則で定める学校に在学しているとき又は高等学校等を卒業後6月を経過しないとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(返還の免除)

第9条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたときその他奨学金の返還を免除することが適当であると認めたときは、教育委員会規則で定めるところにより、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞金)

第10条 奨学金の貸与を受けた者が正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額に対して年10.95パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞金を支払わなければならない。

一部改正〔平成26年条例48号〕

- 2 前項の規定により延滞金を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

[前項]

- 3 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

[第1項]

一部改正〔平成26年条例48号〕

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成26年条例48号〕

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日条例第17号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第48号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。